

医療情報取得加算

当院ではオンライン資格確認システムを導入し、マイナンバーカードによる保険証(マイナ保険証)の利用が可能です。

令和6年12月よりマイナ保険証利用の有無にかかわらず、初診料または再診料に加えて以下の通り「医療情報取得加算」を算定します。

医療情報取得加算

初診時 1点

再診時 1点(3ヶ月に1回に限る)